

健康まちづくりフォーラム規約

《 目 次 》

第1章 総則	-1-
第1条 名称及び事務局	-1-
第2条 目的	-1-
第3条 用語の定義	-1-
第2章 会員	-2-
第4条 会員	-2-
第5条 入会	-2-
第6条 退会	-2-
第3章 運営	-3-
第7条 会費	-3-
第8条 運営懇談会	-3-
第4章 会員等の役割	-3-
第9条 運営協力	-3-
第10条 自治体会員	-3-
第11条 企業会員等	-4-

第5章 サービス	-4-
第12条 総会	-4-
第13条 個別自治体との協議	-4-
第14条 課題別分科会	-5-
第15条 会員専用データベース	-5-
第16条 自治体課題及び企業リソースの共有	-5-
第6章 補則	-6-
第17条 反社会的勢力の排除	-6-
第18条 免責	-6-
第19条 秘密保持	-6-
第20条 規約の変更	-7-
(附則)	-7-

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、健康まちづくりフォーラム（以下「フォーラム」という。）と称し、運営事務局を一般社団法人生涯健康社会推進機構（以下「運営者」という。）内に置く。

2 運営事務局の事務局長は運営者事務局長をもって充て、運営事務局を統括する。

3 運営事務局の事務局員は運営者並びに一般社団法人構想日本（以下「JI」という。）の職員のうち、事務局長が指名するものを持って充て事務局長を補佐する。

(目的)

第2条 フォーラムは、住民の健康寿命の延伸を図ることを目的として地方自治体が行う健康増進施策等の課題（以下「課題」という。）について、会員相互の協力と連携により、企業リソースを活用して効率的に解決するための方策を考え、実行するために会員相互の連携を促進し、必要な機能を提供する。

(用語の定義)

第3条 本規約に定める用語の定義は、次のとおりとする。

(1) プラットフォーム

次の機能を持つ活動等をいう。

ア 地方自治体の課題、それを解決するために有効な企業リソース、課題解決取組事例などを会員に限り閲覧できるウェブサイトの運営

イ ウェブサイト上の情報に関する質問への対応等、会員相互の情報交換等の支援

ウ 課題解決のための自治体会員と企業会員等の相互の紹介支援及び個別課題解決提案

エ 課題解決のための自治体会員の計画策定等個別支援

(2) 自治体会員

会員のうち、都道府県、特別区及び市町村をいう。

(3) 企業会員

会員のうち、営利を目的とした法人及び団体等をいう。

(4) 幹事企業会員

企業会員のうち、後述するフォーラム運営に関する懇談会（以下「運営懇談会」という。）に参加する者をいう。

(5) スタートアップ企業会員

ア 企業会員のうち、入会時において法人設立5年目未満で、運営事務局が入会を認めた者をスタートアップ企業会員という。

イ スタートアップ企業会員として入会したものは、法人設立5年目から初めに経過する3月31日以降はその地位を失い、幹事企業会員もしくは一般企業会員への種別変更を行うものとする。

(6) 一般企業会員

企業会員のうち、幹事企業会員、スタートアップ企業会員以外の者をいう。

(7) その他会員

会員のうち、一般社団法人、特定非営利活動法人、その他の非営利法人及び団体等をいう。

(8) 企業会員等

企業会員及びその他会員をいう。

第2章 会員

(会員)

第4条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同し、運営事務局が入会を認めた者とする。

2 すべての会員は、フォーラムの機能を積極的に活用する権利を有す。

3 すべての会員は、フォーラムの目的を理解し、本規約を遵守するものとする。

4 会員は、自治体会員、企業会員及びその他会員とする。

(入会)

第5条 フォーラムに入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式1）を運営事務局に提出し、事務局長から入会の承認を受けなければならない。

2 前項の入会の承認を受けた日をもって、入会の日とする。

(退会)

第6条 フォーラムを退会しようとする者は、退会予定日の30日以上前に退会届（別紙様式2）を運営事務局に提出し、事務局長から退会の承認を受けなければならない。

2 前項の退会の承認を受けた日をもって、退会予定日を退会の日とする。

3 事務局長は、第1項の退会によりフォーラムに著しい不利益が生じると予想される場合に、当該不利益が生じると想定される状態が解消されるまでの間、退会予定日を延期することができる。

4 事務局長は、会員が本規約に違反していると認められる場合及び会員の過失等によりフォーラムに不利益が生じた場合に、当該会員を退会させることができるものとする。

第3章 運営

(会費)

第7条 企業会員は、別途入会申込書に記載した会費を運営者が指定する方法により運営者の指定する口座に納入するものとする。

2 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、4月末日までに納付するものとする。

3 前項の期間中に入会した者は、前項の規定に関わらず、別途入会申込書に記載した会費に、入会した月から当該年度末までの月数を12で除した数を乗じて得た額（1万円未満切り捨て）を当該年度分の会費として、入会した月の末日までに支払うものとする。

4 既に納付済の会費については、退会時期及び退会理由の如何を問わずこれを返納しない。

(運営懇談会)

第8条 幹事企業会員並びに運営事務局長が指名する自治体会員は運営懇談会に出席し、フォーラム運営について意見を述べる事が出来る。

2 運営懇談会は、フォーラムの機能の充実並びに円滑な運営、会員の利便性の向上及びフォーラムの提供価値向上を目的とする。

3 運営懇談会には運営者から代表理事または理事を含む若干名、並びにJIから代表理事または理事を含む若干名が運営者側として参加する。

4 運営懇談会を開催する際、運営事務局はその2週間前までに出席者にその旨を通知するものとする。

5 また運営事務局は必要に応じて、出席者に対して2週間前までの通知を行う事で臨時の運営懇談会を行う事が出来る。

第4章 会員等の役割

(運営協力について)

第9条 運営事務局は、フォーラムの運営に関し、企業会員等に支援協力要請をすることができるものとする。

2 運営事務局は、自治体会員と企業会員等が相互に必要な情報を効率的に共有できるウェブサイトの運営に努めるものとする。

(自治体会員)

第10条 自治体会員は、企業会員等に対し、個別に課題を解決するための協議の要請をすることができる。

2 自治体会員は、自らの課題を積極的にプラットフォームに提供し、合理的に

可能な範囲で運営事務局及び企業会員等の情報提供要請に応えるものとする。

- 3 自治体会員はフォーラムのホームページや印刷物に自団体の名称や市町村章等、自団体を識別するものを掲出することについて無償で承諾する。

(企業会員等)

- 第11条 企業会員は、幹事企業会員と一般企業会員、スタートアップ企業会員のいずれかを選択して入会する。
- 2 企業会員等は、前条第1項の要請に応えることができる。
- 3 企業会員等は、登録可能な企業リソースをプラットフォームに提供し、合理的に可能な範囲で自治体会員及び運営者の情報提供要請に応えるものとする。
- 4 企業会員等は、第9条第1項の要請に合理的に可能な範囲で応えるものとする。
- 5 企業会員等はフォーラムのホームページや印刷物に自社の社名や団体名、ロゴを掲出することについて無償で承諾する。
- 6 企業会員等は、運営事務局と連絡を密にし、運営事務局や他の企業会員等と連携して、課題解決に当たるものとする。

第5章 サービス

(総会)

- 第12条 フォーラムは、自治体会員の課題及び企業会員等が持つリソースの紹介並びに会員相互の研修及び親睦を目的とした総会（以下「セミナー」という。）を半期に1回程度開催するよう努めるものとする。
- 2 会員は、セミナーにオンライン参加を含め幹事企業会員は4名まで、一般企業会員並びにスタートアップ企業会員は2名まで無料で参加できるものとする。
- 3 運営事務局は、運営に必要であると認める場合には、セミナーに会員以外の参加をさせることができるものとし、運営に支障がないと認める場合には、前項の数を超えて参加させることができるものとし、いずれも無料とする。
- 4 セミナーに講師を招聘する場合には、相当の謝礼及び交通費実費等を支給することができるものとする。

(個別自治体との協議)

- 第13条 フォーラムは、個別自治体会員からの要望に基づき、課題の効率的、効果的解決のための分科会の開催について運営事務局が必要と認める場合には、課題解決のための自治体会員と企業会員等の相互の紹介支援及び個別課題解決提案並びに課題解決のための自治体会員の計画策定等個別支援の全部又は一部を行う場（以下「自治体協議会」という。）を設けるものとする。

- 2 前項に定める課題解決のための自治体会員と企業会員等の相互の紹介支援は、自治体会員が事業シート（別紙様式3）をもとに事業説明を行い、事業の課題を抽出し、改善提案に関する意見交換をすること（以下「課題検討協議会」という。）とする。
- 3 第1項に定める個別課題解決提案は、課題検討協議会をもとに運営事務局及び企業会員等が個別課題改善提案を作成し、第1項の個別自治体会員と提案及び協議すること（以下「改善提案協議会」という。）とする。
- 4 第1項に定める課題解決のための自治体会員の計画策定等個別支援は、改善提案協議会を踏まえ、当該改善提案について無作為抽出の住民の意見を聴く場（以下「住民協議会」という。）を設け、当該意見をもとに施策・事業再編計画を策定すること（以下、「施策・事業再編計画の策定」という。）に関する助言等とする。
- 5 第2項及び第3項の実施にあたり、個別自治体会員からの負担は求めない。
- 6 第4項の住民協議会及び施策・事業再編計画の策定は、個別自治体会員と運営者及びJ Iの請負契約により行う。
- 7 個別自治体会員の課題解決方法について、第2項から第4項に定める方法以外に効果的な方法が認められる場合には、当該課題解決方法及び経費負担について、個別自治体会員と運営事務局が協議して都度定めるものとする。

（課題別分科会）

- 1 4条 フォーラムは総会や課題改善会議とは別に、自治体の共通課題に応じたテーマ別の分科会（以下「課題別分科会」という）を開催することが出来る。
- 2 幹事企業会員は、フォーラム事務局に対して自社の事業リソースに則した課題別分科会の開催を提案することが出来、フォーラム事務局が認めた場合、自らが主催となり課題別分科会を開催・運営できる。幹事企業会員が開催・運営する課題別分科会を「幹事分科会」という。

（会員専用データベース）

- 第15条 フォーラムは、会員専用ホームページを立ち上げ、会員限定で閲覧できるデータベースを開設し、自治体からの課題提議や会員企業からのリソース提供及びフォーラムの情報発信を行うものとする。

（自治体課題及び企業リソースの共有）

- 第16条 その他フォーラム事務局は会員自治体の課題や会員企業の事業リソースを共有する為のイベントを開催することが出来る。

第6章 補則

(反社会的勢力の排除)

第17条 会員は、入会時及び将来にわたって次の各号に違反しないこと確約する。

- (1) 自らが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これに準ずる者）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力が自らの経営・運営を支配していないこと。
- (3) 反社会的勢力が自らの経営・運営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (6) その他、役員等又は経営・運営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、フォーラムに入会する者でないこと。
- (8) 自ら又は第三者を利用して、フォーラム又はその会員に次の行為をしないこと。

ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 企業会員等が前項に違反していると認められる場合には、運営者からの是正措置の要求その他何らの通知を行うことなく、ただちに会員資格を喪失するとともに、当該違反によってフォーラム又は会員が被った損害を賠償する責任を負うものとする。この場合、会員資格を喪失した者は、フォーラム又は会員（これらの役員、従業員を含む。）に対し、なんら請求を行うことはできず、これに異議を唱えないものとする。

(免責)

第18条 フォーラムの活動として発信する情報等を、会員等が第三者等に対して使用した結果生じた損害については、フォーラムは、合理的な範囲で紛争解決に協力するが、一切の責任を負わないものとする。

- 2 フォーラムは、名称及び本規約の変更又はフォーラムの解散などにより会員に損害が生じたとしても、その責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第19条 会員は、フォーラム又はその活動に関して取得した情報（個人情報含

む) 及びフォーラムの会員たる地位に基づき若しくは本規約に基づき付与された権利の行使により取得した情報を、第三者に対し開示又は漏洩してはならないものとし、又、かかる情報を本規約に定められる目的以外のために使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、個人情報を除き取得時に既に公知であったもの、取得時に当該会員等が既に保有していたもの、当該会員等が取得した後に当該会員等の責に帰すべき事由によらず公知となったもの、当該会員等が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したものと及び当該情報の提供者が開示することを承認したものは、適用しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、会員等は、適用法令、行政庁又は裁判所により開示することが要請される場合、当該要請に応じ、必要な範囲で情報を開示することができる。

4 会員等は、その役員及び従業員をして、本条に規定する義務を遵守させるものとし、会員等の役員又は従業員による義務の違反は、当該会員等による義務の違反とみなす。

5 会員等が故意又は過失により本条に違反してフォーラム又は他の会員等に損害を与えた場合には、当該会員等はその損害を補償するものとする。

6 本条の規定は、フォーラム退会後もその効力を有するものとする。

(規約の変更)

第20条 規約の変更が必要になった場合、運営者は変更の2か月前までに会員全体に対してその変更内容を告知したうえで、変更出来るものとする。

(附則)

本規約は、2022年6月24日から施行する。

2023年6月21日に、第1回目の改定を実施する。